

証券コード 9517
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号
イーレックス株式会社
代表取締役社長 渡 邊 博

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 マンダリン オリエンタル 東京 3階
リンデンルーム
東京都中央区日本橋室町2-1-1
※本年は開催場所が変更となっております。
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第18期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件
第4号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.erex.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の堅調な需要に支えられた一方で、中国をはじめとする新興国の経済成長スピードの鈍化や地政学リスクの高まり、及び、資源価格の大幅下落などにより、減速感が強まり、全体としては力強さに欠ける展開となりました。

国内経済につきましては、企業収益や雇用情勢の改善が見られたものの、実体経済の先行き不透明感から個人消費の改善にはいたっておりません。

当社グループが属する電力業界においては、電力システム改革の一環として既に高圧分野での電力小売自由化は実現しておりましたが、平成28年4月から低圧分野についても電力小売完全自由化がスタートいたしました。平成28年3月31日現在、経済産業省において登録されている小売電気事業者は265事業者にのぼり、そのうち当社グループでは当連結会計年度において当社を含め4社が登録され、電力小売完全自由化に向けた準備を着実に進めてまいりました。

また、従来の高圧分野における電力販売においても営業展開が進み、販売エリアを中国地区に拡大するとともに、既存の販売エリアにおいても顧客数が増加した結果、当社が電力を供給する施設数は平成28年3月には約8,000施設となりました。

さらに、平成27年12月22日には、株主をはじめとする皆様のご支援により、東京証券取引所市場第一部への市場変更を行うことができました。また、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社のパイオマス発電所の建設工事は計画通りに進捗しており、イーレックスニューエナジー株式会社の土佐発電所（パイオマス発電所）も安定した操業を行うことができました。

このような状況下で、当社グループにおきましては、卸売部門の売上高は日本卸電力取引所の取引価格下落の影響を受けましたが、小売部門の売

上高が堅調に推移したことにより、売上高は22,877百万円となり、前年同期比で5,803百万円増加いたしました。一方、電力の供給施設増加に伴う仕入電力量の増加により売上原価が19,147百万円となり、前年同期比で4,750百万円増加するとともに、人員の増員や営業活動の増加に伴う代理店報酬の増加により、販売費及び一般管理費は2,006百万円となり、前年同期比で805百万円増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は1,723百万円（前年同期比16.8%増）、経常利益は1,614百万円（同42.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,112百万円（同20.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、6,829百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当連結会計年度中に完成した主要設備

ネットワーク再構築、貯炭場テント上屋新築工事、
トラベリングスクリーン更新工事、
PKSバンカ払出設備チェーンコンベア化工事

イ. 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社：新バイオマス発電所
佐伯バイオマスセンター株式会社：新バイオマス燃料倉庫

③ 資金調達の状況

当社は、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社のシンジケートローン返済の資金に充当するため、平成28年3月8日を払込期日とする公募増資及び平成28年3月29日を払込期日とする第三者割当増資（一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資）により、2,964百万円を調達いたしました。

また、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社にて同発電所の設備資金に充当するため、シンジケートローンにより4,311百万円を調達したほか、佐伯バイオマスセンター株式会社の燃料置場建設資金として360百万円を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成27年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高 (千円)	17,074,484	22,877,889
経常利益 (千円)	1,132,687	1,614,480
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	922,909	1,112,953
1株当たり当期純利益 (円)	89.33	80.35
総資産 (千円)	17,984,348	27,202,057
純資産 (千円)	10,349,765	14,732,235
1株当たり純資産額 (円)	732.18	846.94

(注1) 当社グループは、第17期より連結計算書類を作成しているため、当該連結会計年度からの状況を記載しております。

(注2) 記載金額は千円未満を、切り捨てて表示しております。

(注3) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(注4) 当社は、平成26年9月3日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成25年3月期)	第 16 期 (平成26年3月期)	第 17 期 (平成27年3月期)	第 18 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売上高 (千円)	12,428,213	15,346,313	17,116,607	22,912,000
経常利益 (千円)	1,233,683	1,247,676	1,080,588	1,445,874
当期純利益 (千円)	747,870	709,010	884,727	1,000,117
1株当たり当期純利益 (円)	90.09	85.41	85.63	72.20
総資産 (千円)	4,342,113	6,198,341	12,354,951	16,685,851
純資産 (千円)	2,774,529	3,408,831	9,900,290	13,592,091
1株当たり純資産額 (円)	334.24	410.65	726.31	835.10

(注1) 記載金額は千円未満を、切り捨てて表示しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(注3) 当社は、平成26年9月3日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
イーレックスニューエナジー株式会社	10,000	100.00	PKSを使用したバイオマス発電
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	1,684,500	69.99	PKSを使用したバイオマス発電
佐伯バイオマスセンター株式会社	10,000	100.00	倉庫業
イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社	147,000	80.00	電力小売
イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社	167,000	70.06 (31.14)	電力小売
イーレックス販売3号株式会社	5,000	100.00	電力小売

(注1) イーレックスニューエナジー佐伯株式会社は、平成27年8月31日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(注2) 平成27年8月14日に、佐伯バイオマスセンター株式会社を設立いたしました。

(注3) 平成27年9月1日に、イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社を設立いたしました。

(注4) 平成27年9月1日に、イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社を設立いたしました。

(注5) 平成27年9月1日に、イーレックス販売3号株式会社を設立いたしました。

(注6) 当社の議決権比率は平成28年3月31日現在のものであります。

(注7) 当社の議決権比率の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下の事項を主要な課題として認識し、取り組んでまいります。

①全面自由化への対応

平成28年4月には、電力の小売全面自由化がスタートいたしました。全面自由化に向け、電力業界以外からも資本力のある企業が複数参入を表明しており、競争激化が想定されます。当社は平成27年9月4日に公表したとおり、米国Spark Energy, Inc.との間で日本国内における低圧分野参入に向けて業務提携を行い、合弁会社を設立いたしました。電力小売全面自由化に向けては将来の電力需給バランス、効率的な販売施策、売掛金の未回収リスク、収益性などを総合的に判断した上で、戦略の立案及び意思決定を行います。

また、機動的な小売販売施策を実施し、営業代理店の拡充を進めております。

②自社電源の拡充

継続した収益向上のためには安定した電力が計画通りに出力されることが必要です。当社は連結子会社の発電所（自社電源）により、長期・安定的な電力調達が可能となり、当社の事業基盤を盤石なものにできるものと考えております。

③自社電源の安定操業

他の契約先企業から購入する電力に比べ、連結子会社の発電不調は当社グループの収支に大きく影響を及ぼすため、安定操業率を高めるとともに継続することが課題となります。当社連結子会社の発電所においては、計画的な定期修繕を実施するとともに、24時間体制のモニタリングにより安定稼働に努めております。

④自社電源で使用する燃料の安定供給

発電所の安定操業には、安定した燃料の調達が必要となります。当社グループで使用する燃料は商社を通じてインドネシアやマレーシアより輸入しております。当社グループは燃料仕入先商社への市場環境ヒアリングや当社自身による現地視察等により、情報の早期収集力を高めてまいります。

⑤法令改正への迅速な対応

電気事業法並びに関係法令の改正は、当社のビジネスチャンスである一方、改正内容によっては競争要因の変化ともなります。当社グループでは、経営陣並びに従業員が一丸となり、当社ビジネスの周辺法令の改正について、早期情報収集に努めるとともに、必要に応じ、他の電気事業者と協力した政策提言も実施いたします。

⑥一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格の変動への対応

一般社団法人日本卸電力取引所の取引価格の変動は収益の変動要因となります。当社では、取引価格の傾向の確認と、取引価格に影響を与える事象（原子力発電所の動静、燃料の価格、為替、天候等）の情報を日々収集し、週に1度、取引担当者から役員を含む全社へレポート配信を行うとともに、拡大が予想される取引所を積極的に活用してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

① 電力小売（官公庁向け、民間企業向け）

当社は東北電力株式会社・東京電力株式会社・中部電力株式会社・関西電力株式会社・中国電力株式会社・九州電力株式会社の営業地域において、官公庁や民間企業等の特別高圧・高圧分野の需要家に対して、安価な電力の供給（電力小売）を行っております。

連結子会社や民間の発電所から調達した安価な電力及び一般社団法人日本卸電力取引所との間で行う「市場取引」により調達した電力を、他の一般送配電事業者の有する送電網を用いて販売しております。

少人数組織を基本とする当社は、利益率を維持しつつ、民需・小規模需要を取り込むために、代理店制度の導入を図り、代理店網の構築に注力してまいりました。当社の代理店は、オフィスビル、学校関連、体育館、イベントホールに対し、現在の電力契約を切り替えるだけで、電気料金の削減が行える提案を行っております。当社は、代理店に対し、営業活動支援として、電力小売自由化の市場性、営業先、営業方法などについて学んでいただける説明会、勉強会を開催する等の活動をしております。

② 電力市場取引

当社では販売先及び仕入先の一つとして、一般社団法人日本卸電力取引所を活用した電力市場取引を行っております。

当社を含む小売電気事業者は一般送配電事業者の送電ネットワークを介して電力を供給するにあたり、一般送配電事業者の定める託送供給約款等に基づき、30分を1単位とした時間毎に電力の調達量と販売量を一致させる義務（30分同時同量制度）を負っております。

調達量については、仕入先発電所の操業状態により電気出力の変動が発生します。一方、販売量については、時間・曜日・季節・天候・経済情勢等の多種多様な要因により、電気使用量の変動が発生します。

当社は平成13年より事業を開始した小売電気事業者としてのノウハウを生かし、これらの変動を予測した上で、調達量が多い場合は一般社団法人日本卸電力取引所へ販売し、調達量が少ない場合は同取引所からの調達を行い、電力の過不足を最小化する運用を行っております。

③ 電源開発

当社グループは、発電設備の企画・設計・施工・建設や発電等の電源開発を主に以下の3つの方法で行っております。

イ 他社発電所に関する生産性向上提案と余剰電力の買取り

当社が、自社発電設備を持つ事業者（工場等）と共同で発電設備の整理・更新を行い、増強あるいはリニューアルをします。事業者の発電設備としての役割を維持すると同時に、当社に電力の供給をしていただきます。運転中の発電設備だけでなく、休止・遊休中の発電設備や土地の有効活用も含めて検討し、事業者保有資産の有効活用を支援しております。

当社が出資する五井コストエナジー株式会社の場合は、既設のボイラー及び発電機のスクラップ・アンド・ビルドを行った上で、当社への電力供給を行っています。

ロ 他社発電所の購入及びリニューアル

当社グループが、自社発電設備を持つ事業者（工場等）より発電設備を購入し、より競争力ある発電設備として再生した上で、当社グループの自社発電所として活用します。

当社連結子会社のイーレックスニューエナジー株式会社の土佐発電所は、他の事業者が石炭を火力として設計・運用した発電設備でしたが、当社が購入しPKSも使用できるように仕様変更を行い、再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定発電設備としてリニューアルをしました。

ハ 自社独自での発電所の建設

当社グループが、自社発電所として建設地域等の検討から建設・整備等を一貫して行います。

当社は平成26年7月にイーレックスニューエナジー佐伯株式会社を設立し、平成27年2月より大分県佐伯市にPKSを燃料とするバイオマス発電所の建設工事を開始し、平成28年秋の商業運転開始に向けて計画通り進捗しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

イーレックスニューエナジー株式会社	本社（東京都中央区）、土佐発電所（高知県高知市）
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	本社（東京都中央区）、佐伯発電所（大分県佐伯市）
佐伯バイオマスセンター株式会社	本社（東京都中央区）、佐伯倉庫（大分県佐伯市）
イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社	本社（東京都中央区）
イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社	本社（東京都中央区）
イーレックス販売3号株式会社	本社（東京都中央区）

(7) **使用人の状況**（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
79（8）	+28（+2）	43.2	3.3

（注1）使用人数は就業人員であり、パートタイマーは（ ）に年間の平均人数を外数で記載しております。

（注2）使用人数が前連結会計年度末と比べて28名増加したのは、当社業容拡大に伴う増員、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社の佐伯発電所稼働準備に伴う人員採用並びにイーレックス・スパーク・マーケティング株式会社及びイーレックス・スパーク・エリアマーケティング設立に伴う人員採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
44（6）	+10（-）	40.6	4.7

（注1）使用人数は就業人員であり、パートタイマーは（ ）に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) **企業集団の主要な借入先**（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	6,001百万円
株式会社日本政策金融公庫	1,291
株式会社高知銀行	602
株式会社りそな銀行	315
株式会社四国銀行	301
日本生命保険相互会社	100

（注）シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするその他10行からの協調融資によるものであります。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 54,524,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,276,000株 |
| ③ 株主数 | 5,608名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
K I S C O 株 式 会 社	1,552,992株	9.54%
阪 和 興 業 株 式 会 社	1,245,000	7.64
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	1,145,000	7.03
Nittan Capital Company Limited	1,086,500	6.67
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	850,500	5.22
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	730,000	4.48
C B C 株 式 会 社	613,026	3.76
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	413,500	2.54
株 式 会 社 S B I 証 券	399,200	2.45
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	386,700	2.37

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 平成28年3月8日を払込期日とする公募増資及び平成28年3月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株発行により、発行済株式の総数は2,645,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		平成26年3月27日
新株予約権の数		443個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 443,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 668,000円 (1株当たり 668円)
権利行使期間		平成28年3月28日から 平成36年3月27日まで
行使の条件		<p>権利行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>① 新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、その他これらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。</p> <p>② 新株予約権の相続人は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。</p>
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	<p>新株予約権の数 443個</p> <p>目的となる株式数 443,000株</p> <p>保有者数 3名</p>
	社外取締役	<p>新株予約権の数 0個</p> <p>目的となる株式数 0株</p> <p>保有者数 0名</p>
	監査役	<p>新株予約権の数 0個</p> <p>目的となる株式数 0株</p> <p>保有者数 0名</p>

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 博	イーレックスニューエナジー株式会社 代表取締役会長
代表取締役副社長	本 名 均	イーレックスニューエナジー株式会社 代表取締役社長 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 代表取締役社長 佐伯バイオマスセンター株式会社 代表取締役社長 イーレックス・スパーク・マーケティング 株式会社 取締役 イーレックス・スパーク・エリアマーケティング 株式会社 取締役 イーレックス販売3号株式会社 取締役
常 務 取 締 役	花 島 克 彦	イーレックスニューエナジー株式会社 取締役 イーレックス・スパーク・マーケティング 株式会社 監査役 イーレックス・スパーク・エリアマーケティング 株式会社 監査役
取 締 役	上 田 元 彦	上田八木短資株式会社 代表取締役会長 上田ハーロー株式会社 取締役 上田大阪エンタープライズ株式会社 代表取締役会長
取 締 役	田 村 信	株式会社四条 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	菅 野 明	—
監 査 役	長 内 透	日短キャピタルグループ株式会社 取締役 日短エフエックス株式会社 監査役 日短マネーマーケッツ株式会社 監査役
監 査 役	山 田 真	上田八木短資株式会社 常務取締役 上田ハーロー株式会社 監査役 上田大阪エンタープライズ株式会社 取締役 上田八木コーポレーション株式会社 監査役

(注1) 取締役上田 元彦氏、田村 信氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役全員は、社外監査役であります。

(注3) 監査役長内 透氏は、長年日短キャピタルグループ株式会社の財務・経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(注4) 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	286,375千円 (19,625)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	19,500 (19,500)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	305,875 (39,125)

(注1) 平成26年1月16日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内と決議いただいております。

(注2) 取締役の報酬等の額には、平成28年6月24日開催の第18期定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額が以下のとおり含まれております。

- ・取締役5名 93,000千円 (うち、社外取締役分5,500千円)
- ・監査役3名 4,500千円 (うち、社外監査役分4,500千円)

(注3) 取締役の報酬等の額には、取締役3名(社外取締役を除く)に対する役員退職慰労引当金繰入額49,700千円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

ア. 社外役員の重要な兼職先との関係

社外役員の重要な兼職先と当社の間で、重要な取引はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 社外取締役 上田 元彦

当事業年度開催の取締役会23回のうち23回（100％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 社外取締役 田村 信

当事業年度開催の取締役会23回のうち23回（100％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。

(ウ) 社外監査役 菅野 明

当事業年度開催の取締役会23回のうち23回（100％）に出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、長年の企業経営に関する豊富な知識と経験から発言を行っております。

(エ) 社外監査役 長内 透

当事業年度開催の取締役会23回のうち23回（100％）に出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、長年の企業経営に関する豊富な知識と経験から発言を行っております。

(オ) 社外監査役 山田 真

当事業年度開催の取締役会23回のうち23回（100％）に出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、長年の企業経営に関する豊富な知識と経験から発言を行っております。

ウ. 社外役員が当社及び当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬の額

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた監査法人
平成27年7月1日付で、あらた監査法人からPwCあらた監査法人に法人名が変更されております。

② 報酬等の額

ア. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬

28,000千円

イ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計

38,600千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額は合計額で記載しております。

(注2) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

ア. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社の取締役及び使用人は、「行動憲章」及び「行動規範」をすべての行動の原点とし、高い倫理観をもって、すべての法令を遵守するとともに、自らを律し社会的良識をもって社会貢献し、コンプライアンス体制の充実に努めるものとします。

(イ) 当社の取締役及び使用人は、取締役会規程その他関連規程に基づき、法令・定款の遵守に努め、その職務を執行するものとし、監査役及び管理部担当役員がその状況を監査します。

A. 当社は、「監査役会規則」を定め、取締役の職務の執行に関する体制として、監査役は、取締役の業務執行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

B. 「内部監査規程」を定め、使用人の職務の執行に関する体制として、内部監査室は、法令、定款、その他社内規程に基づく業務の遂行状況を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行います。

(ウ) 当社は、「内部通報規程」を定め、社内における不正行為等を早期に発見して、是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。

(エ) 当社は、外部法律事務所と契約することにより、随時法律相談可能な体制を整え、コンプライアンスの確保を図ります。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報について、「インサイダー情報管理規程」、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」を定め、法令並びに社内規程に基づき適切に保存、管理を行う体制を整備します。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 当社の取締役は、常日頃から法令・企業倫理順守の遵守の観点に立ち、意識の強化、手続きの励行に努めます。

(イ) 当社は (ア) を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況の報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

オ. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社が重要事項を行う場合には当社に報告することを、求めるものとします。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 当社の子会社の取締役は、常日頃から法令・企業倫理順守の遵守の観点に立ち、意識の強化、手続きの励行に努めます。

B. A.を確保するため、関連する規程、マニュアルを整備し、諸会議の場で活用します。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社は、その取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、3ヶ月に1回以上の定例の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた重要事項の決定及び業務執行状況報告を行います。また、必要に応じ随時臨時取締役会を開催します。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社の取締役等及び使用人は、当社が定めた「関係会社管理規程」に従い、重要事項の報告義務を有しており、当社は子会社の業務の適正性を確保するための措置を講じております。

カ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置することとしております。

キ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社の代表取締役社長その他の取締役は、監査役による監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制を確保するため、監査役を補助すべき使用人の重要性と有用性を十分に理解するものとし、ます。

ク. 当社及びその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(ア) 当社及びその子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに監査役に報告します。

(イ) 当社の監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要に応じ取締役及び使用人からの説明を求めます。

(ウ) 当社及びその子会社の使用人は、会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実を発見した場合、又は、職務執行に関する不正の行為もしくは法令もしくは定款に違反する重大な事項を発見した場合には、速やかに管理部担当役員に報告します。また、報告を受けた管理部担当役員は、(ア)に従い、速やかに監査役に報告します。

ケ. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項(ア)から(ウ)までに規定する報告をした者は、当該報告を理由として、不利な取り扱いを受けないこととします。

コ. 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社において速やかに処理することとします。

サ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役は、経営の透明性と監査機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行います。

(イ) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行うとともに、必要に応じ会計監査人に報告を求めます。

シ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。

(ア) 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部監査室」を設置し、内部監査室に内部統制システムの構築及び運用を行うために必要な業務を遂行させます。

(イ) 内部統制システムと金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行います。

ス. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、「行動憲章」、「行動規範」に反社会的勢力の排除に向けた姿勢を規定し、以下のとおり行動します。

(ア) 私たちは、反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

(イ) 当社の役員・社員は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず反社会的勢力に対し経済的利益を含む一切の利益を供与しません。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ア. 取締役及び使用人の職務の執行について

取締役会規程その他関連規程を定め、取締役及び使用人が法令・定款を順守するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を23回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

イ. 監査役の職務の執行について

監査役会規則を定め、監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や、会計監査人並びに内部監査室との情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行の監査を行っております。

ウ. 当社の子会社における業務の適正の確保について

当社の子会社は、当社が定めた関係会社管理規程に従い、重要事項については、適宜当社に対し報告を行っております。

エ. リスク管理体制の強化

内部監査室においては法令、定款、その他社内規程に基づく業務の遂行状況を監査し、不正の発見、防止及びその是正に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,406,069	流動負債	3,096,453
現金及び預金	9,525,626	買掛金	1,650,456
売掛金	1,996,442	1年内返済予定の 長期借入金	396,760
原材料及び貯蔵品	244,365	未払法人税等	438,601
繰延税金資産	21,591	賞与引当金	20,986
未収入金	1,485,124	役員賞与引当金	98,561
その他	132,919	その他	491,086
固定資産	13,759,256	固定負債	9,373,368
有形固定資産	12,730,927	長期借入金	8,214,120
建物及び構築物	598,989	役員退職慰労引当金	385,200
機械装置及び運搬具	2,405,218	資産除去債務	765,337
建設仮勘定	9,691,200	その他	8,711
その他	35,519	負債合計	12,469,821
無形固定資産	130,842	(純資産の部)	
ソフトウェア	126,850	株主資本	13,784,805
その他	3,991	資本金	4,947,872
投資その他の資産	897,487	資本剰余金	4,326,224
投資有価証券	439,366	利益剰余金	4,510,708
繰延税金資産	189,461	非支配株主持分	947,429
敷金及び保証金	222,956	純資産合計	14,732,235
その他	46,747		
貸倒引当金	△1,044		
繰延資産	36,731		
株式交付費	36,731		
資産合計	27,202,057	負債・純資産合計	27,202,057

連結損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,877,889
売上原価		19,147,691
売上総利益		3,730,197
販売費及び一般管理費		2,006,793
営業利益		1,723,404
営業外収益		
受取利息	7,515	
受取手数料	11,040	
助成金収入	8,162	
業務受託料	15,000	
その他	2,760	44,478
営業外費用		
支払利息	95,765	
支払手数料	32,000	
固定資産除却損	13,329	
その他	12,307	153,402
経常利益		1,614,480
税金等調整前当期純利益		1,614,480
法人税、住民税及び事業税	635,864	
法人税等調整額	△25,369	610,494
当期純利益		1,003,985
非支配株主に帰属する当期純損失		△108,967
親会社株主に帰属する当期純利益		1,112,953

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
平成27年4月1日残高	3,465,720	2,844,203	3,670,375	9,980,298	369,466	10,349,765
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	1,482,152	1,482,152		2,964,304		2,964,304
連結子会社の増資による持分の増減		△130		△130		△130
剰余金の配当			△272,620	△272,620		△272,620
親会社株主に帰属する当期純利益			1,112,953	1,112,953		1,112,953
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					577,963	577,963
連結会計年度中の変動額合計	1,482,152	1,482,021	840,333	3,804,506	577,963	4,382,470
平成28年3月31日残高	4,947,872	4,326,224	4,510,708	13,784,805	947,429	14,732,235

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

イーレックスニューエナジー株式会社

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社

佐伯バイオマスセンター株式会社

イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社

イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社

イーレックス販売3号株式会社

このうち、佐伯バイオマスセンター株式会社、イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社、イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社、イーレックス販売3号株式会社は当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結子会社に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

イ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

機械装置及び運搬具 4年～15年

その他 4年～15年

イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ウ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する部分を計上しております。

ウ. 役員賞与引当金

役員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

エ. 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ア. 繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法により3年間で償却しております。

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に挙げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

普通預金	310,026千円
投資有価証券	439,366千円
計	749,393千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	134,280千円
長期借入金	7,158,160千円
計	7,292,440千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,440,581千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	13,631,000株	2,645,000株	－	16,276,000株
合計	13,631,000株	2,645,000株	－	16,276,000株

(注) 発行済株式数の増加理由は次のとおりであります。

- ① 平成28年3月8日付で公募増資による新株を発行いたしました。これに伴い発行済株式総数は2,300,000株増加しております。
- ② 平成28年3月29日付でオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株を発行いたしました。これに伴い発行済株式総数は345,000株増加しております。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数 (株)				当連結会計 年度残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当社	平成26年 新株予約権① (自己新株予 約権)	普通株式	842,000 (30,000)	－ (－)	30,000 (30,000)	812,000 (－)	－ (－)
	平成26年 新株予約権②	普通株式	8,000	－	－	8,000	－
合計		－	850,000 (30,000)	－ (－)	30,000 (30,000)	820,000 (－)	－ (－)

(注1) 自己新株予約権については()内書きにより表示しております。

(注2) 平成26年新株予約権①及びその自己新株予約権の減少は消却によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発効日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	272,620千円	20.00円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	406,900千円	利益剰余金	25.00円	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

FIT（固定価格買取制度）に基づく交付金等で構成される未収入金はリスクが限定されております。

投資有価証券は満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に当社及び当社子会社の設備投資計画に照らして、必要な資金の調達を目的としたものであり、最終の償還日は決算日後、11年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
① 現金及び預金	9,525,626	9,525,626	—
② 売掛金	1,996,442	1,996,442	—
③ 未収入金	1,485,124	1,485,124	—
④ 投資有価証券 満期保有目的の債券	439,366	498,320	58,954
⑤ 買掛金	(1,650,456)	(1,650,456)	—
⑥ 未払法人税等	(438,601)	(438,601)	—
⑦ 長期借入金(一年内返済 予定のものを含む)	(8,610,880)	(8,669,103)	(58,223)

(*)負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、②売掛金、③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

満期保有目的の債券の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑤ 買掛金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金(一年内返済予定のものを含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	846円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	80円35銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

連結計算書類の記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来28.9%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については28.2%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、28.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,408千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,158,436	流動負債	2,691,424
現金及び預金	7,547,017	買掛金	1,743,755
売掛金	2,001,613	1年内返済予定の 長期借入金	100,000
前払費用	18,177	未払金	390,436
繰延税金資産	14,381	未払法人税等	311,528
未収還付消費税	61,712	賞与引当金	13,991
未収入金	1,485,124	役員賞与引当金	97,500
その他	30,410	その他	34,212
固定資産	5,500,540	固定負債	402,335
有形固定資産	48,030	資産除去債務	11,066
建物	27,181	役員退職慰労引当金	385,200
機械及び装置	2,310	その他	6,069
工具、器具及び備品	18,538	負債合計	3,093,759
無形固定資産	130,786	(純資産の部)	
ソフトウェア	126,795	株主資本	13,592,091
電話加入権	3,991	資本金	4,947,872
投資その他の資産	5,321,723	資本剰余金	4,322,872
投資有価証券	439,366	資本準備金	4,322,872
関係会社株式	2,759,950	利益剰余金	4,321,347
出資金	19,847	利益準備金	22,578
関係会社長期貸付金	1,750,000	その他利益剰余金	4,298,768
繰延税金資産	115,276	繰越利益剰余金	4,298,768
敷金及び保証金	222,836	純資産合計	13,592,091
その他	15,490	負債・純資産合計	16,685,851
貸倒引当金	△1,044		
繰延資産	26,875		
株式交付費	26,875		
資産合計	16,685,851		

損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,912,000
売上原価		19,910,603
売上総利益		3,001,396
販売費及び一般管理費		1,600,273
営業利益		1,401,122
営業外収益		
受取利息	39,822	
受取手数料	8,400	
業務受託収入	78,332	
その他	2,359	128,914
営業外費用		
支払利息	1,655	
支払手数料	30,000	
業務受託費用	43,618	
株式交付費償却	8,808	
その他	80	84,163
経常利益		1,445,874
税引前当期純利益		1,445,874
法人税、住民税及び事業税	458,284	
法人税等調整額	△12,528	445,756
当期純利益		1,000,117

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金		
平成27年4月 1日残高	3,465,720	2,840,720	2,840,720	22,578	3,571,271	3,593,850	9,900,290	9,900,290
事業年度中の 変動額								
新株の発行	1,482,152	1,482,152	1,482,152				2,964,304	2,964,304
剰余金の配当					△272,620	△272,620	△272,620	△272,620
当期純利益					1,000,117	1,000,117	1,000,117	1,000,117
事業年度中の 変動額合計	1,482,152	1,482,152	1,482,152	-	727,497	727,497	3,691,801	3,691,801
平成28年3月 31日残高	4,947,872	4,322,872	4,322,872	22,578	4,298,768	4,321,347	13,592,091	13,592,091

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 13～23年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職金規定に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費
定額法により3年間で償却しております。
- ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | |
|--|-----------|
| ① 担保に供している資産 | |
| 投資有価証券 | 439,366千円 |
| ② 担保に係る債務 | |
| 子会社イーレックスニューエナジー株式会社の
1年内返済予定の長期借入金 | 134,280千円 |
| 子会社イーレックスニューエナジー株式会社の
長期借入金 | 797,160千円 |
| 計 | 931,440千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 48,376千円
- (3) 保証債務
連結子会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
- | | |
|---------------------|-------------|
| イーレックスニューエナジー株式会社 | 2,149,880千円 |
| イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 | 6,001,000千円 |
| 佐伯バイオマスセンター株式会社 | 360,000千円 |
| 計 | 8,510,880千円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものは除く）

① 短期金銭債権	24,300千円
② 短期金銭債務	310,705千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	34,110千円
仕入高	3,440,574千円
営業取引以外の取引高	95,990千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	一株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,586千円
一括償却資産	2,816千円
賞与引当金	4,076千円
投資有価証券評価損否認	6,050千円
役員退職慰労引当金	107,856千円
資産除去債務	3,098千円
その他	363千円
繰延税金資産小計	131,848千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	131,848千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,190千円
繰延税金負債合計	△2,190千円
繰延税金資産（純額）	129,657千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.9%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については28.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、28.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,798千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	イーレックス ニューエナジー 株式会社	所有 直接 100.0%	電力の購入 資金の援助 債務保証 業務受託 役員の兼任	電力の購入 (注2)	3,440,574	買掛金	295,243
				債務の保証 及び担保の 提供 (注3)	2,149,880	-	-
				資金の回収 (注4)	500,000	関係会社 長期貸付金	500,000
子会社	イーレックス ニューエナジー 佐伯株式会社	所有 直接 69.9%	資金の援助 債務保証 業務受託 役員の兼任	債務の保証 (注3)	6,001,000	-	-
				資金の貸付 (注4)	500,000	関係会社 長期貸付金	1,200,000
子会社	佐伯バイオマス センター株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 債務保証 業務受託 役員の兼任	債務の保証 (注3)	360,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等は含めておりません。

(注2) 電力の購入については、「再生可能エネルギー特別措置法」で定められている買取価格及びイーレックスニューエナジー株式会社が発電に要した総原価を勘案して毎期交渉の上決定しております。

(注3) イーレックスニューエナジー株式会社、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社、佐伯バイオマスセンター株式会社の金融機関からの借入債務に対して債務保証を行っており、またイーレックスニューエナジー株式会社の借入債務に対して当社が保有する投資有価証券を担保に供しております。当社はこれらに係る保証料及び担保料の支払は受けておりません。

なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載しております。

(注4) 資金の貸付については市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	835円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	72円20銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

計算書類の記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

イーレックス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 田邊晴康 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 塩谷岳志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーレックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーレックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

イーレックス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 晴 康 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 塩 谷 岳 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーレックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

イーレックス株式会社 監査役会
常勤監査役 菅野 明 (印)
(社外監査役)
社外監査役 長内 透 (印)
社外監査役 山田 真 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつも、継続的かつ安定的な配当金を支払うことを重要な株主還元策として位置付け、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額406,900,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名が本総会終了の時をもって任期満了になるとともに、経営管理体制強化のために取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
1	渡邊 博 (昭和6年4月14日)	昭和30年4月 日本銀行入行 昭和47年1月 同行香港事務所長 昭和51年4月 三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 昭和62年6月 同行専務取締役営業総本部長 平成元年6月 菱信リース株式会社(現 三菱UFJリース 株式会社) 取締役副社長 平成3年6月 日本短資株式会社(現 セントラル短資株 式会社) 代表取締役副社長 平成4年12月 同社代表取締役社長 平成10年12月 同社代表取締役会長兼日短エクスコ株式会 社(現 日短キャピタルグループ株式会 社) 代表取締役社長 平成11年12月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年4月 イーレックスニューエナジー株式会社 代表取締役会長(現任) 平成25年6月 日短キャピタルグループ株式会社 取締役会長	80株
2	本名 均 (昭和23年10月28日)	昭和48年4月 東燃株式会社(現 東燃ゼネラル石油株式 会社)入社 平成6年10月 同社企画部副部長 平成9年4月 同社事業計画部部長 平成12年4月 当社代表取締役副社長(現任) 平成24年4月 イーレックスニューエナジー株式会社 代表取締役社長(現任) 平成26年7月 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 代表取締役社長(現任) 平成27年8月 佐伯バイオマスセンター株式会社 代表取締役社長(現任) 平成27年9月 イーレックス・スパーク・マーケティング 株式会社 取締役(現任) イーレックス・スパーク・エリアマーケ ティング株式会社 取締役(現任) イーレックス販売3号株式会社 取締役(現任)	80株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
3	花島 克彦 (昭和20年3月10日)	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 昭和60年9月 同行メルボルン支店長 平成4年6月 同行外国為替部長 平成6年9月 八木ユーロ株式会社(現 上田八木短資株 式会社)専務取締役 平成9年1月 同社代表取締役社長 平成13年7月 日短キャピタルグループ株式会社 常務執行役員 平成15年12月 当社常務執行役員 平成24年4月 イーレックスニューエナジー株式会社 取締役(現任) 平成26年1月 当社常務取締役(現任) 平成27年9月 イーレックス・スパーク・マーケティング 株式会社 監査役(現任) イーレックス・スパーク・エリアマーケ ティング株式会社 監査役(現任)	25株
4	上田 元彦 (昭和6年3月16日)	昭和29年4月 日本銀行入行 昭和48年2月 上田短資株式会社(現 上田八木短資株式 会社)入社 昭和62年5月 同社代表取締役社長 平成元年4月 上田大阪エンタープライズ株式会社 代表取締役会長(現任) 平成9年5月 上田短資株式会社(現 上田八木短資株式 会社)代表取締役会長(現任) 平成12年9月 当社取締役(現任)	100株
5	田村 信 (昭和41年7月23日)	平成2年4月 野村證券株式会社入社 平成21年10月 株式会社四条代表取締役社長(現任) 平成26年1月 当社取締役(現任)	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式数
6	田村 達也 (昭和13年10月11日)	昭和36年4月 日本銀行入行 昭和44年9月 経済企画庁調査局内国調査課 昭和61年5月 日本銀行欧州代表 平成4年2月 日本銀行理事 平成8年4月 A. T. カーニー株式会社会長 平成8年6月 Foreign and Colonial Pacific Investment Fund, Adviser to the Board 平成11年4月 社団法人経済同友会幹事 平成11年6月 オリックス銀行株式会社社外取締役 平成12年6月 スルガ銀行株式会社社外取締役 平成14年5月 グローバル経営研究所代表(現任) 公益社団法人日本経済研究センター監事 (現任) 平成14年6月 日本テレコム株式会社社外取締役 平成15年3月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガ バナンス・ネットワーク代表理事 平成15年6月 株式会社スカイパーフェクト・コミュニケ ーションズ社外取締役 平成16年2月 株式会社カネボウ化粧品社外取締役 平成18年6月 サンデン株式会社社外取締役 平成20年6月 オートボックスセブン株式会社社外取締役 平成21年6月 日本興亜損害保険株式会社社外取締役 平成22年6月 株式会社新生銀行社外監査役 平成27年9月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ ガバナンス・ネットワーク特別顧問(現任)	一株

1. 渡邊 博氏は、イーレックスニューエナジー株式会社の代表取締役を兼務しており、同社は当社の特定関係当事者に該当いたします。
2. 本名 均氏は、イーレックスニューエナジー株式会社、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社の代表取締役を兼務しており、同社は当社の特定関係当事者に該当いたします。
3. 上田 元彦氏、田村 信氏、田村 達也氏の三氏は、社外取締役候補者であります。
4. 上田 元彦氏及び田村 信氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融・証券業界における経験に基づく高い見識と経営全般にわたる幅広い知見から、グループの経営戦略に有益な助言を期待できると判断したためであります。
5. 田村 達也氏は新任の取締役候補者であります。田村 達也氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行において重要なポストを歴任し財政及び金融全般における豊富な見識を有していることに加え、様々な会社において社外取締役の地位にあったことからコーポレートガバナンスの推進・強化を期待できると判断したためであります。
6. 上田 元彦氏及び田村 信氏は、現在当社の社外取締役であり、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって上田 元彦氏が15年、田村 信氏が2年となります。
7. 当社は、上田 元彦氏及び田村 信氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また田村 達也氏が選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、上田 元彦氏及び田村 信氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とし、田村 達也氏についても同様に同取引所に届出を行う予定であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（いずれも社外監査役）に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額97,500千円（社外取締役以外の取締役分87,500千円、社外取締役分5,500千円、監査役分4,500千円）を支給したいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する具体的金額、支給の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系見直しの一環として、平成28年5月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い在任中の取締役（社外取締役を除く）3名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

また支給の時期は、各取締役の退任時とし、具体的金額、支給の方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
渡邊 博	平成11年12月 当社代表取締役社長（現任）
本名 均	平成12年4月 当社代表取締役副社長（現任）
花島 克彦	平成26年1月 当社常務取締役（現任）

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象に、役員及び会社業績等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成26年1月16日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案通り承認可決されますと3名となります。

本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役及び国外居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・5事業年度を対象として、合計250,000千円
取締役が取得する当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）及び当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・信託期間中に取締役に付与されるポイントの上限は1年当たり50,000ポイント ・上限となるポイントに相当する株式は1年当たり50,000株であり、発行済株式の総数（平成28年3月31日時点）に対する割合は約1.54% ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない

③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の会社業績指数（経常利益）の目標値に対する達成度に応じて変動 ・株式数は80%～130%の範囲で決定
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する5事業年度（当初は平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度とし、本(3)第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計250,000千円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の5事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計250,000千円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与された累積ポイント数（下記(3)のとおり。）に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、250,000千円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、一定の算定式に従って付与されるポイントに基づき、定まります。なお、1ポイント=1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりには交付等が行われる当社株式の数を調整します。

毎年3月31日に取締役として在任する者には、同日で終了した事業年度における役位及び会社業績等に応じてポイントが付与されます。付与されるポイントは毎年の会社業績指数（経常利益）の目標値に対する達成度に応じて80%～130%の範囲で決定します。

各取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた数の当社株式等の数について、本信託から当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託により取締役に付与される1年当たりのポイントの総数は50,000ポイントを上限とし、上限となるポイントに相当する株式数は1年当たり50,000株になります。また、対象期間である5年ごとに本信託により取締役に交付等が行われる当社株式等の総数は、1年当たりのポイントの総数の上限の5倍に相当する250,000株を上限とします。この上限交付株数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に對する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数の一定割合に相当する株の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が国外居住者となった場合、その時点の累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(後記ご参考：平成28年5月25日付プレスリリースの抜粋)をご参照下さい。

(ご参考：平成28年5月25日付プレスリリースの抜粋)

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役を対象とした本制度を導入します。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度については、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考とした信託型インセンティブ・プランであり、役位及び会社業績等に応じて取締役に対し当社株式及びその換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という。)を交付および給付 (以下「交付等」という。)するものです。
- (4) 本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役、非常勤取締役および監査役については、本制度の対象ではなく、社外取締役、非常勤取締役および監査役の報酬は従前どおり、「基本報酬」により構成されます。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する当社取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、各事業年度の役位及び会社業績等に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、その退任時に、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約に従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社へ給付される予定です。

(注) 当社は、本株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成29年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「対象期間」という。）※を対象として、各事業年度の役位及び会社業績等に応じて当社株式等について役員報酬として交付等を行う制度です。

※信託期間の延長が行われた場合（下記(4)参照）には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の導入にかかる株主総会決議

本株主総会において、当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限及び取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記(4)参照）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式等について本信託から交付等が行われます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ①対象期間中に取締役として在任していること（対象期間中に新たに当締役に
なった者を含む。）
 - ②取締役を退任していること※
 - ③国内居住者であること
 - ④正当な理由に基づき取締役を解任された者または取締役会による辞任勧告に
従い辞任した者でないこと
 - ⑤下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
 - ⑥その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
- ※ただし、信託期間の延長が行われ（下記(4)参照）、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(4) 信託期間

信託期間は、平成28年8月4日（予定）から平成33年9月末日（予定）までの約5年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、信託金上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社取締役に対するポイント数の付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。）及び金銭以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は信託金上限額の範囲内とし、残存株式と本信託が追加取得する株式数の合計は取得株式数上限の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役に交付等が行われる当社株式等

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月末で終了した事業年度における役位及び会社業績等に応じてポイントが付与されます。

各取締役の退任時（当該取締役が死亡した場合は死亡時）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等が、当該取締役に対して行われます。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等がなされ、ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式の上限株数

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の金額は250,000千円※を上限といたします。

本信託へ拠出する信託金の上限額は、従来の役員退職慰労金制度の下における取締役の退職慰労金引当額等を考慮し、信託報酬及び信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役が本信託から交付等が行われる当社株式等の1年当たりのポイントの総数の上限を50,000ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、対象期間において、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株数」という。）は、かかる1年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である5を乗じた数に相当する株数（250,000株）を上限といたします。

※信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の信託金の上限額及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の株式数が各取締役の累積ポイント数に対応した株数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限額及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす取締役が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数の一定割合に相当する株の当社株式については退任後に本信託から交付され、残りの当社株式については本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、その時点で付与されているポイント数に応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、換価処分相当額の金銭の給付を、当該取締役の死亡後すみやかに当該取締役の相続人が受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式（すなわち上記(8)により当社の取締役に交付等が行われる前の当社株式）の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。信託報酬及び信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、当社及び当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間終了時の残余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間（信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間）の終了時に残余株式が生じた場合は、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考) 信託契約の内容

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 当社取締役に対するインセンティブの付与
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ⑤受益者 当社取締役のうち受益者要件を充足する者
- ⑥信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦信託契約日 平成28年8月4日（予定）
- ⑧信託の期間 平成28年8月4日（予定）～平成33年9月末日（予定）
- ⑨制度開始日 平成28年9月1日（予定）
- ⑩議決権行使 議決権は行使しないものとします。
- ⑪取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫信託金の上限額 250,000千円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬株式の取得時期 平成28年8月5日（予定）～平成28年8月末日（予定）
- ⑭株式の取得方法 株式市場より取得
- ⑮帰属権利者 当社
- ⑯残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

- ①信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
- ②株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：マンダリン オリエンタル 東京 3階
リンデンルーム
東京都中央区日本橋室町2-1-1
TEL 03-3270-8800



- 交通
- ・JR新日本橋駅地下通路直結
 - ・JR東京駅八重洲口より徒歩8分
 - ・JR神田駅南口より徒歩7分
 - ・東京メトロ銀座線・半蔵門線 三越前駅直結 (A7・A8出口)
 - ・東京メトロ東西線／都営浅草線 日本橋駅 B12出口より 徒歩7分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。